

## 神奈川県環境農政局公共事業評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は神奈川県環境農政局公共事業評価委員会の設置等に関して必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 環境農政局が所管する公共事業（国庫補助事業、交付金事業及び県単独建設事業をいう。以下同じ。）の評価を実施するに当たり、意見を求める機関として、神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、公共事業の再評価及び事後評価に関する事項につき、県からの求めに応じて、専門的見地等から討議し、県に対して意見の具申を行う。

2 委員会は、市町村が事業主体となつて行う公共事業の再評価及び事後評価に関する事項につき、市町村の求めに応じて、専門的見地等から討議し、市町村に対して意見の具申を行うことができる。

### (委員会の委員及び組織)

第4条 委員は地域の実情をよく理解している、公平な立場にある学識経験者等の第三者の有識者のうちから、環境農政局長が就任を依頼する。

2 委員会は、7人以内で組織する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。

5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

6 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

### (運営)

第5条 委員会は、委員長がこれを召集する。

2 委員会は、討議方式を定めた神奈川県環境農政局公共事業評価委員会運営要領を定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、神奈川県環境農政局総務室が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成10年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。